

高総第 267 号
令和 5 (2023) 年 12 月 7 日

高根沢町議会議長 神 林 秀 治 様

高根沢町長 加 藤 公 博



「中学生とのカフェ・ド・ギカイ」からの提言に対する回答について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、日頃から町政運営に関しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 9 月 14 日付け、高議第 79 号にて提言のありました標題の件につきまして、別添のとおり回答いたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

① 東小学校の跡地利用について

東小学校の跡地については、普通財産として管理され、多目的グラウンドとして一部の団体だけが利用している状態であり、中学生をはじめ町民から利用したいのに使えないという声が聞こえている。

他の生涯学習施設のように、町民だれでもが利用できる施設とすること。その利用方法についての周知を行うこと。

また、北高根沢中学校サッカー一部の練習場所は狭く、公式なコート1面が取れず、活動が制限されてしまっている。東小学校の跡地を中学校の部活動でも利用できるよう早急に検討すること。

【回答】

東小学校の跡地については、公共施設の再編や更新を検討している中で、有効活用できる町有財産の一つと考えていることから普通財産として管理しているところです。その上で、活用方針が決定するまでの間、グラウンドに関してはサッカー等で利用してきた地域の自治会等があったことから、地域コミュニティの維持促進の観点から基準を設けて当面は使用できるようにしているところです。

② 通学路の安全確保のために

商工会の街路灯更新事業によって街灯の減少が懸念されるため、街路灯や防犯灯の整備について、積極的に整備計画をたてること。

道路の自転車通行帯について、交通量の多い道路には設置を増やすよう、調査・検討を行うこと。

道路の外側線や停止線などの路面標示が薄れてしまっている場所が多くある。通学路の安全確保のためにも、早急に点検を行い、対応を図ること。

【回答】

撤去される商工会の街路灯の中に防犯灯の機能を果たしているものもあることから、その代替りとしての防犯灯については、町基準に基づき、必要な箇所を確認した上で、地元からの意見等も踏まえながら、速やかに設置してまいります。

自転車通行帯については、路肩の幅が一定程度広いことが必要なことから道路改良と合わせて設置をしてまいります。

道路の外側線については、日常のパトロール等により、危険箇所を把握の上、適宜補修を行ってまいります。また、停止線については警察の管轄になるため、町、町教育委員会、学校、道路管理者、警察等が連携して合同点検や対策を行う「通学路安全プログラム」において対応しております。

今後も、通学路の安全確保のために必要となる箇所の把握や対策については、毎年度継続して実施している「通学路安全プログラム」において、関係機関と連携して取り組んでまいります。

③ 学校へのエアコン設置について

近年の気温上昇を考えると、全教室や体育館へのエアコン設置は必須なことは明らかである。

普通教室への設置は完了しているが、特別教室への設置についても早期に実施すること。体育館への設置についても統廃合計画や財政計画を加速的に進め、なるべく早く設置できるよう取り組むこと。

【回答】

小中学校へのエアコン設置については、普通教室や一部の特別教室が完了しており、未整備の特別教室等については、財政計画に照らしながら計画的に整備してまいります。

小中学校の体育館へのエアコン等空調設備の設置についても、財政計画や、今後の学校規模適正化における学校の統廃合等との整合や調整を図りながら、整備計画を策定してまいります。

④ 北高根沢中学校のテニスコートの改修を

北高根沢中学校のテニスコートは、地面の凸凹がひどい状態で、競技に支障が出ているようである。中学生が部活動を全力で楽しめるよう、早急に整地を行うこと。

【回答】

北高根沢中学校のテニスコートの整備状況及び管理状況を確認したところ、現状、日常的に生徒が部活動で使用している中で、ローラーやブラシを使用して砂を補充しながら凸凹がないように整備できており、改修や整地工事をしなければならない状況にはないと判断しております。今後も、テニスコート等の施設設備については、学校現場と連携して状況を確認しながら、適切に管理してまいります。

⑤ 商業施設の充実に向けて

高根沢町には、宇都宮市のような大型商業施設がないこと、また中学生にとっては身近な本屋などの小規模店舗の閉店が続いている。

そこで、商業施設が町に出店しやすくなるよう、関係機関に働きかけるなど、積極的な町・地域づくりに取り組むこと。

【回答】

事業者が店舗を閉店、撤退する理由は、個別に事情がありますが、人口減少による商圈の縮小やeコマース（電子商取引）の発達等による業態の転換等が一因として考えられます。

一方、事業者は、新規出店にあたり、入念な市場調査や商圈分析を行い、事業の採算性や収益性を確保できると判断した際に出店を決定しております。

そのため町では、駅前の賑わいづくりや創業支援等、人口増加や移住定住の促進、選ばれる商圈の形成につながる取組を進めております。